

| | | |
|--------|---------------|----------------|
| 資金管理団体 | 届出者氏名 | |
| | 公職の種類 | |
| | 資金管理団体の名称 | |
| | 届出告示年月日 番号 | 年 月 日 付け選告示第 号 |

を

| | | |
|------|---------------|--|
| 届出団体 | 届出者氏名 | |
| | 資金管理団体の 名称 | |

に、

| | | | | | | | |
|-------|------|---|---|------|-------|---|-------|
| 届出事項 | 異動内容 | 旧 | を | 届出事項 | 異動内容 | 旧 | に改める。 |
| 届出年月日 | | | | 届出事項 | 異動年月日 | | |

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年8月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年8月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東洋医学研究所
- 3 代表者の氏名
水嶋 丈雄
- 4 主たる事務所の所在地
佐久市大字原567番地8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、民間医療資源（鍼灸、気功、ヨガ、薬草、ハーブ等）の科学的研究と普及、啓蒙、還元に関する事業を行ない、県民に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年8月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カタクラモール
松本市中央4-9-43
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
片倉工業株式会社
東京都中央区明石町6-4
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| | |
|-------|-------|
| 変更前 | 変更後 |
| 竹内 彰雄 | 佐野 公哉 |

- 4 変更した年月日
平成27年3月27日
- 5 届出年月日
平成27年5月14日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年8月20日から平成27年12月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年8月20日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

水沢上庭10街区複合店舗

長野市水沢上庭10街区

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

J A三井リース建物株式会社

東京都品川区東五反田2-10-2

3 変更する事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|------|-------|
| 春原 博 | 保崎 隆行 |

4 変更した年月日

平成27年6月25日

5 届出年月日

平成27年7月16日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成27年8月20日から平成27年12月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年8月20日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ岡谷店

岡谷市銀座1-4777-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諏訪倉庫株式会社

岡谷市郷田1-3-1

3 廃止前の店舗面積の合計

13,222平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 廃止した日

平成26年8月31日

産業政策課サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年8月20日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カタクラモール

松本市中央4-9-43

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

片倉工業株式会社

東京都中央区明石町6-4

3 廃止前の店舗面積の合計

13,537平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 廃止した日

平成27年4月1日

産業政策課サービス産業振興室

公告

県営栄地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があっ

たことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年 8月20日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営栄地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年 8月21日から平成27年 9月17日まで

3 縦覧の場所

下水内郡栄村役場

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年 8月20日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画道路 3・4・89号 山王小柴見線

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年 8月20日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画公園 2・2・10号 山王公園

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年 8月20日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

岡谷都市計画公園 5・5・2号 岡谷湖畔公園

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び岡谷市役所

都市・まちづくり課

公告

長野県竜西土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成27年 8月20日

長野県下伊那地方事務所長 有賀 秀敏

理事

新任

| 氏名 | 住所 |
|--------|------------------|
| 佐藤 守 | 下伊那郡松川町元大島490番地2 |
| 伊藤 政穂 | 下伊那郡松川町元大島1628番地 |
| 安藤 重臣 | 下伊那郡高森町山吹5918番地 |
| 今村 俊己 | 飯田市座光寺3640番地 |
| 北村 明弘 | 飯田市座光寺4721番地 |
| 山田 章雄 | 飯田市上郷飯沼3545番地 |
| 斉藤 安美 | 飯田市松尾代田1656番地 |
| 小木曾 敏彦 | 飯田市松尾毛賀601番地1 |
| 塚平 廣志 | 飯田市上川路353番地4 |

重任

| 氏名 | 住所 |
|-------|------------------|
| 宮下 隆夫 | 下伊那郡高森町山吹5755番地2 |
| 中塚 哲雄 | 下伊那郡高森町吉田485番地 |
| 野神 昭三 | 下伊那郡高森町下市田2937番地 |
| 萱間 成美 | 飯田市上郷別府937番地3 |
| 斉藤 光男 | 飯田市桐林167番地 |
| 今村 昭夫 | 飯田市川路1964番地 |
| 中島 勇 | 飯田市川路4420番地 |

退任

| 氏名 | 住所 |
|-------|------------------|
| 小沼 順次 | 下伊那郡松川町元大島391番地1 |
| 佐藤 清 | 下伊那郡松川町元大島1705番地 |
| 中平 明紀 | 下伊那郡高森町山吹5014番地 |
| 佐野 三男 | 飯田市座光寺4853番地 |
| 吉川 節雄 | 飯田市座光寺3938番地イ |
| 桐山 正文 | 飯田市上郷飯沼341番地 |
| 木下 義弘 | 飯田市松尾久井2166番地1 |
| 鈴木 脩三 | 飯田市松尾上溝3348番地 |
| 熊谷 和美 | 飯田市上川路367番地4 |

監事

新任

| 氏名 | 住所 |
|-------|------------------|
| 松村 修平 | 下伊那郡高森町下市田1795番地 |
| 松村 勝弘 | 飯田市座光寺5829番地1 |

重任

| 氏名 | 住所 |
|-------|---------------|
| 田中 義訓 | 飯田市上郷飯沼2429番地 |

小林 壽保 飯田市長野原268番地1
 退任
 氏名 住所
 大沢 操 下伊那郡高森町下市田1896番地
 正木 俊雄 飯田市座光寺5415番地

農地整備課

公告

長野平土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成27年8月20日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

理事

退任
 氏名 住所
 井原 与市 長野市西和田二丁目9番10号

農地整備課

正 誤

平成27年7月21日付け長野県告示第346号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定」中

ページ 行(箇所) 誤 正
 3 左側表中 大字伊那 ますみヶ丘

資源循環推進課